

八王子市子ども・子育て支援審議会

第4回 事業部会（学童保育所）

配付資料

（平成26年2月18日）

- 八王子市立学童保育所の検討項目及び内容――― 1
- 学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）― 2
- 平成27年度以降の学童保育所 保育料の考え方――― 3

		児童福祉施設		事業 ※下線部は従うべき基準			
		保育所	放課後児童クラブ	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会	八王子市立学童保育所	八王子市立学童保育所 あり方検討委員会(案)	八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 第3回審議事項(案)
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	放課後児童クラブガイドライン	報告書	現行 八王子市学童保育所条例		八王子市立学童保育所の設備及び運営の基準に関する条例・条例施行規則
職員	資格	保育士 (ほか、嘱託医、調理員の設置について規定)	児童福祉施設最低基準第38条「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい。別紙1	《従うべき基準》 ・放課後児童クラブに置くべき有資格者は、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。 ・有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。 ・有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。	常勤:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 非常勤:資格要件なし	・常勤:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」 ・非常勤:資格要件を設けない。	・常勤:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」 ・非常勤:原則常勤職員に準ずることが望ましい。
	員数	【保育士】 0歳 3:1 1.2歳 6:1 3歳 20:1 4歳以上 30:1 (2人を下ることはできない)	なし (「放課後児童指導員を配置すること」のみを記載)	《従うべき基準》 ・子どもの安全や育成・支援の質を確保する上で職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするが適当である。 ・小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。	0~40人 常勤1.非常勤2 41~60人 常勤2非常勤1 61~80人 常勤2非常勤2 81~100人 常勤2非常勤3 101~120人 常勤2非常勤4 121~140人 常勤2非常勤6 障害児1~2人 非常勤 1名 障害児3~4人 非常勤 2名	・20名まで2名。21名から40名までは3名の職員を配置する。 ・国が示した基準を下回らない範囲で、20名単位でのゆるやかな配置基準が必要。 ・101名を超えた場合は、+1名の指導員を配置する。 ・出席者数が月毎に基準を上回ったり下回ったりした場合について、弾力的な運用が必要。	・職員は2人配置し、うち1人は有資格者とする。 ・20人未満の小規模のクラブについては、職員の員数は1人でも可とする。
施設	保育室等	【0.1歳】 乳児室 1人当り1.65㎡以上 又は ほふく室 1人当り3.3㎡以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人当り1.98㎡以上	・専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペース ・1人あたりおおむね1.65㎡以上が望ましい。	・専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。 ・専用室・専用スペースの面積は、児童1人当りおおむね1.65㎡以上とすることが適当である。 ・面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。 ・専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。	【定め無し:内規】(1.11㎡から1.25㎡)	・国が示した1.65㎡、障害児を含む児童にとっては3.3㎡以上が望ましい。ただし、待機児が大量に発生することが見込まれる為、待機児が増える基準の実現は難しい。	・当面待機児が解消されるまで、施設の定員は児童1人あたり1.11㎡以上とするが、 新設・改築 する場合は1.65㎡以上となるよう努力する。 ・専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。 ・面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(前年実績)で捉えることとする。
	その他	【0.1歳】 医務室、調理室、便所、保育に必要な用具 【2歳以上】 屋外遊技場、調理室、便所、保育に必要な用具	・体調の悪い時などに休息できる静養スペース	《参酌すべき基準》 ・体調が悪くなったときに休息できる場所が必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	・ワンフロアでない方がよい。 ・保育室の広さは、固定設備を除いた広さで算定する。 ・学童保育所は保育室の外、事務室・ロッカー・倉庫・調理室・おやつや防災設備の保管庫・トイレ・静養室・更衣室を設ける。 ・障害児については専用スペースを設ける。 ・男女別トイレ、和式トイレの洋式化の実施。 ・吸音材とクッションフロアの設置が望ましい。	・当面施設の定員は専用室または専用スペースを確保する。 ・体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
	その他	【建築関係】 耐火基準、2方向避難の確保等 ※建築基準法による規制のほか、設備運営基準で上乗せ 【消防関係】 非常警報器具等、消防機関へ火災を通報する設備の設置等 ※消防法による規制※2のほか、設備運営基準で上乗せ	ガイドラインでは規定なし 【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制
運営	集団規模と定員	60人以上。ただし、都市部、過疎地においては20人以上でも可【通知】	集団規模:おおむね40人程度までとすることが望ましい(規模:最大70人までとすること)	《参酌すべき基準》 ・1つのクラブの中で、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応する。 ・児童の集団の規模は、おおむね40人までとすることが適当である。 ・児童数の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。	1クラブ70人(学童保育所条例施行規則:…70人以下のクラブを編成する)	・児童の集団の規模を1クラスおおむね40人程度まで。最大70人までとする。 ・20名まで2名。21名から40名までは3名の職員を配置する。 ・国が示した基準を下回らない範囲で、20名単位でのゆるやかな配置基準が必要。 ・101名を超えた場合は、+1名の配置が必要。 ・出席者数が月毎に基準を上回ったり下回ったりした場合について、弾力的な運用が必要。	・児童の集団の規模を1クラス40人とする。(施設の規模ではない) ・1クラス40人の児童に対し、指導員2人を配置する。1クラス2人の指導員の内、常勤指導員1人を配置する。ただし、20人~40人のクラスについては非常勤指導員1名を加算する。 ・20人未満のクラスでは、1人でも可とする。 ・施設の定員については、児童1人当り1.11㎡として算出された人数に定める。
	開所日数 開所時間	保育時間:8時間を原則(開所時間は11時間。延長保育、休日保育あり【通知】) 八王子市立学童保育所 開所時間 7:30~18:30 11時間開所 延長保育時間 18:30~19:00	・平日:放課後の時間、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定 ・休日等:保護者の就労実態等をふまえて8時間以上	《参酌すべき基準》 ・開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当である。 ・開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当である。	【学童保育所条例】 開所日数と時間 休所日「日曜日」「祝日」「1/2.3ならびに12/29から31まで」※H25年度294日 放課後から午後6時30分(延長は7時30分まで)土曜と三季休業日は午前8時30分から午後6時30分まで。(朝延長8時から。夜延長7時30分まで)	『通常保育時間を30分前倒しし、8時から18時とし、朝の延長保育は8時以前を設定する』または『保育時間は現状のとおりとする』(両論併記)	・学童保育所の年間の開所日数については、次に定めた開所日の合計とする。 ・開所日「日曜日」「祝日」「1/2.3ならびに12/29から31まで」以外の日とする。 ・開所時間は、放課後から18:30(延長は19:30まで)、土曜と三季休業日は8:30~18:30(朝延長8時から。夜延長19時30まで)
	一般原則関係	・児童福祉施設の一般原則等 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務 ・入所者の平等取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限濫用禁止	・人権の尊重、体罰等の禁止等(指導員の役割として) ・資質向上のための研修の実施	《参酌すべき基準》 ・事業者の一般原則 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・入所児童の平等取扱い ・虐待等の禁止	業務仕様書による契約 指導員の役割/人権の尊重、体罰等の禁止、資質向上の取組み、他。 事業計画・年度事業計画に掲載した項目	・人権の尊重、体罰等の禁止等。 ・資質向上のための研修の実施。	・事業者の一般原則 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・入所児童の平等取扱い ・虐待等の禁止 ○地域との連携 ○他事業との連携 ○優先利用(被虐、一人親等)

		児童福祉施設		事業 ※下線部は従うべき基準			
		保育所	放課後児童クラブ	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会	八王子市立学童保育所	八王子市立学童保育所 あり方検討委員会(案)	八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 第3回審議事項(案)
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	放課後児童クラブガイドライン	報告書	現行 八王子市学童保育所条例		八王子市立学童保育所の設備及び運営の基準に関する条例・条例施行規則
運営	安全関係	・非常災害に必要な設備の設置 ・毎月1回以上の訓練	・事故やケガの防止と対応 ・防災、防犯対策 (定期的な避難訓練) ・来所・帰宅時の安全確保	《参酌すべき基準》 ・非常災害に必要な設備について児童厚生施設等と同様の基準を設けることが考えられる。 ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設と非常災害)別紙2	八王子市立学童保育所安全管理ガイドライン(要綱設置)により各学童保育所マニュアル作成 基本協定事項:緊急時の対応、災害応急活動、災害応急活動における要請手続、災害応急活動等に係る費用負担、労働安全等 業務仕様書:学童の安全確保	・防災無線の設置 ・ガイドラインを含めたマニュアル整備 ・非常災害時、不審者対策、研修、保健指導の実施を盛り込む。	・非常災害時に必要な設備を設置する。 ・月1回以上の訓練を実施する。 (非常災害時、不審者対策、研修、保健指導等の実施について、安全管理ガイドラインに明記する)
	保健関係	・衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付 ・入所者・職員の健康診断	衛生管理(感染症等の発生時の対応策)	《参酌すべき基準》 ・衛生管理	八王子市立学童保育所安全管理ガイドライン(要綱設置)により各学童保育所マニュアル作成	・腸内細菌検査など安全衛生に関する統一した基準が必要。 ・『児童の健全育成活動の観点、及び児童の健康状態への配慮(主にアレルギー対応)の難しさからおやつを提供をやめる』または『精神的な安定など児童健全育成活動上でも必要なことからおやつは引き続き提供する』(両論併記)	・衛生管理については市立学童保育所安全管理ガイドラインに定める。
	秘密保持等	・内部規定の策定(入所者への援助、施設管理) ・職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 ・秘密保持義務 ・苦情対応(窓口設置等)	・個人情報、プライバシー保護、秘密保持 ・苦情処理体制の整備等	《参酌すべき基準》 ・秘密の保持に関する事。 ・苦情処理に関する事。	業務仕様書 個人情報保護、プライバシー保護(4.指導員の役割)、苦情及び苦情に対する対応(基本協定)、基本協定事項:個人情報保護	・個人情報保護、プライバシー保護、秘密保持、苦情処理体制の整備。職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備。	・秘密の保持に関する事。 ・苦情処理に関する事。 ・個人情報保護に関する事。 ・プライバシー保護に関する事。
	関係機関、保護者との連携	保護者との密接な連絡	保護者、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域と連携	《参酌すべき基準》 ・保護者、小学校等との連携等	業務仕様書:地域・学校・保護者等との連携	・保護者会、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域との連携。	・保護者、小学校、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、子ども家庭支援センター等関係機関及び地域との連携し運営する。
	評価等	(※)	自己点検、(※)		モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価	・自己点検、モニタリング、保護者満足度調査の実施。	・自己点検、モニタリング、保護者満足度調査。
	保育内容	厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う	指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)		業務仕様書:学童保育所の日常活動の記録	・指導員が行う、健康管理・出欠管理・自立に向けた手助け等活動実施。 ・児童の健全育成と家庭的役割の両方を担う。	・児童の健康管理・出席管理・自立に向けた手助け等の活動を実施。 ・児童の健全育成と家庭的役割を担う。
	その他		・障害児の受入と配慮 ・利用者へ情報提供		(入所の制限) 病氣中のもの。その他管理上支障があると認められるもの。		・配慮が必要な児童の受入れについては必要となる人的配置と物的整備をおこなう。
対象	対象児童 乳児または幼児	対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができる。	・児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である。 ・児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではないと整理されている。	小学校低学年に在籍する児童。 (障がい児は4年生まで)	「自身の身の安全が出来ない」「他傷行為」「常時医療行為を必要とする」などの要因から、安全に集団保育が実施できない場合には、「集団保育が困難な児童」「指導する指導員の性別や年齢を限定せざるを得ない児童」等に区分し、他の適切な施設に案内できる仕組みをつくり、保育の安全性がより向上するよう入所基準に定める。	・市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れる。 ・6年生までの受入れについては、児童の自立を促進する上で配慮が必要な児童の観点から審査する。	
その他	障害児入所			(入所制限)入所することができない ・著しく心身に障害のあるもの	・車椅子を使用している児童については、1人当り3.3mが必要。 ・施設は1階に設置する。 ・入所審査の結果、集団保育が困難な場合には、放課後等デイサービスを 案内 する仕組みが必要。 ・全学童保育所のバリア・フリー化と 飛び出し 防止の施設管理が必要。 ・臨床心理士の発達巡回相談を導入する。	・障害児の入所に当たっては適切な保育が可能となるよう対応に関する基準を定める。 ・障害児にとって適切な機関・施設を 案内 する。 ・障害児の入所枠及び加配枠は撤廃し、保育に必要な指導員を加配する。	
	入所基準			入所承認基準 ・不存在 ・疾病等 ・就労 ・看護 ・求職 ・その他明らかに児童の監護が出来ない場合。	・自立度に応じ入所基準に段階を設ける。 ・夏休みなどの入所を可とし、児童の出席率に応じ、受入れ児童数を増やす。 ・他の放課後児童対策と連携し、適切な自立を促すよう、就労要件等の入所要件を見直す。 ・全入所希望児童に対し、入所の可否を決める入所審査会議の設置が必要。	・入所審査の基準を定める。 ・4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。 ・他の放課後児童対策と連携し運営する。 ・自立を促す上で配慮が必要な児童については関係機関と協議の上判断する。	
	保育料			学童保育所保育料 学童1人につき7,000円 同一世帯2人以上 7,000円 2人目以降1人4,500円 延長保育料 月単位 6:30～7:00 2,000円 6:30～7:30 3,000円 日単位 8:00～8:30 200円 6:30～7:00 300円 6:30～7:30 500円 三季休業を単位とした利用 夏季 8:00～8:30 1,500円 冬季 " 500円 春季 " 500円	・4年生以降、保育料を段階的に上げて、 4年生以降の保育料と入所基準については、児童の自立度に応じた適切な基準となるよう見直しを図る。 親子間で放課後の過ごし方について話し合い、自立に向けた取り組みを促す仕組みにする。 ・延長保育の金額単価が安い。(保育園と同様に設定する) ・保育時間を過ぎた場合は応能の負担を設定する。 ・延長保育料の月額上限設定を廃止し、日毎の積算方式に改める。	・学童保育所保育料については新たな基準を定める。 ・延長保育の金額単価について、保育所保育料の金額単価を勘案し定める。 ・延長保育の終了時間を過ぎた場合は応能の負担を設定する。 ・延長保育料の月額上限設定を廃止する。	
	その他					・他の事業との連携。「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう連携・充実を図る。 ・「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等、児童の自立にふさわしい場を 案内 できるような仕組みを作る。	

平成 26 年 2 月 18 日

平成 27 年度以降の学童保育所 保育料の考え方

1. 1 年～3 年まで

新配置基準に対応する常勤指導員増分に見合う応益負担を求める

(例) 7,000 円 ⇒ 7,500 円

※ 消費税分をおやつ代に上乗せする。(例) 500 円

2. 4 年～6 年まで 新たな基準設ける

児童の発達の度合いに応じた保育量分に見合う応益負担を求める

(例) 4 年 8,000 円

5 年 8,500 円

6 年 9,000 円

3. 免除基準については、応能負担の見地から、基準の底上げをおこなう。

(例) 就学援助基準 ⇒ 市民税非課税

4. 延長保育料について

保育所保育料の基準と同様

市立保育所 延長保育料は月額 2,500 円。

学童保育所 延長保育料の月額上限は現行 3,000 円

月額上限額の撤廃

延長時間を超えた利用について、額の設定